

# ひとり親家庭を支援するために児童扶養手当制度があります

ひとり親家庭を支援するために、児童扶養手当制度があります。手当を受給するためには、認定請求が必要です。

## 児童扶養手当とは

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的としている制度で、支給要件に該当する子どもを育てている方の所得に応じて、支給されます。

### 【支給要件】

- 父母が婚姻を解消した子ども
- 父または母が死亡した子ども
- 父または母が一定程度の障がいの状態にある子ども
- 父または母の生死が明らかでない子ども
- その他（父または母から1年以上遺棄されている子ども、父または母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで出産した子どもなど）

※児童が日本国内に住んでいないときや父または母の死亡により支給される公的年金を受けとることができる場合など、手当を受給することができない場合があります。

### 【手当月額】

子どもの人数	支給額
1人	41,430円 (一部支給9,780円から41,420円)
2人	46,430円
3人	49,430円

\*以降、児童が一人増えるごとに月額3,000円追加

\*なお、この手当には所得制限があります。所得制限限度額を超える方は手当の一部又は全部が支給停止になります。

### 【所得制限限度額】

扶養親族の数	受給者本人（父母または養育者）		扶養義務者等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人以上	3人目から1人増えるごとに38万円を加算		

## 現況届の提出をして下さい

現在児童扶養手当を受給されている方は、8月中に現況届の提出が必要です。現況届は毎年8月1日時点における状況を届けてもらうことで、児童扶養手当を引き続き受給できるかどうかを確認するものです。提出がないと8月分以降の手当の支払いができません。

制度の詳細や申請等の手続きについては、下記の連絡先までお問合せ下さい。

お問い合わせ先 ●保健福祉課福祉介護グループ

☎25-3847